

最高裁秘書第3203号

令和7年10月14日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

7月7日付け（同月10日受付、第070153号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

会計検査院実地検査について（令和7年5月頃の事務連絡）

2 開示しないこととした理由

1の文書の存否を答えることは、不開示情報である、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、検査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ及び検査に係る事務に關し正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号柱書及び同号イに相当）を開示することとなるので、その文書の存否を答えることはできない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）